

防災規程が
大幅に
変更されました!!

林業・木材製造業 労働災害防止規程

(平成27年7月27日厚生労働大臣認可、同10月25日適用)

- ★林業・木材製造業労働災害防止協会は、最近の労働安全衛生法令等の改正を踏まえ、「林業・木材製造業労働災害防止規程」の変更を行いました。
- ★林業・木材製造業労働災害防止規程は、林業・木材製造業労働災害防止協会の会員が作業の実施方法等について守るべきことを具体的に定めたもので、労働災害防止団体法において、「会員は労働災害防止規程を順守しなければならない。」と規定されています。
- ★林業・木材製造業労働災害防止規程は林災防ホームページでご覧いただけます。

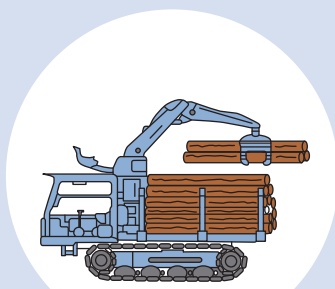
林災防ホームページアドレス (URL : <http://www.rinsaibou.or.jp/>)

【変更のポイント】

- 1 平成25年に木材伐出機械等に係る改正労働安全衛生規則等の改正が行われたことを踏まえ、新たに車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械）、簡易架線集材装置による作業の安全対策を強化しました。
- 2 平成21年に新しい知見に基づく振動障害予防対策が改正されたことを踏まえ、新たにチェーンソー取扱作業指針に関することを盛り込み振動障害予防対策を強化しました。
- 3 第12次労働災害防止計画を踏まえ、熱中症対策（WBGT値／暑さ指数）の活用を規定するとともにリスクアセスメントの普及定着のため「簡易リスクアセスメント記録書」の活用を規定しました。
- 4 林材業における業務内容、作業方法等が変化してきたことを踏まえ、チェーンソー作業防護衣着用や自己注射器携帯の義務化を規定するとともに、チェーンソーによる伐倒作業に当たり、立入禁止区域の範囲を拡大しました。



伐木等機械



走行集材機械



架線集材機械



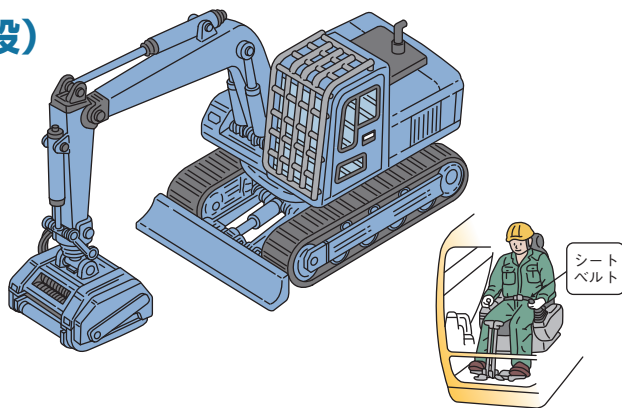
林業・木材製造業労働災害防止協会

災防規程に新たに盛り込まれた主要な事項

1 木材伐出機械等による作業の安全強化（新設）

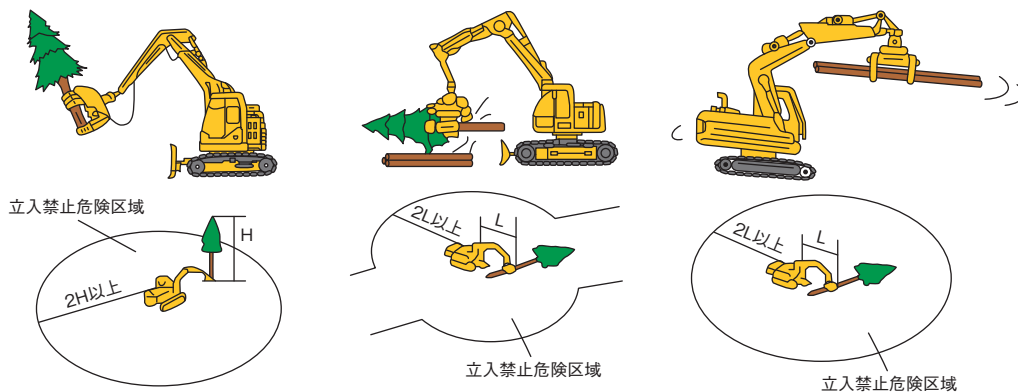
(1) 運転席のヘッドガード、防護柵等の措置と転倒時保護構造及びシートベルト

車両系木材伐出機械（伐木等機械／走行集材機械／架線集材機械）を用いる作業では、原木等の飛来、落下等による危険を防止するため、運転席にヘッドガード、防護柵等を備えたものとししました。また、転倒時保護構造を有し、シートベルトを備えたもので、シートベルトを使用に努めることとしました。

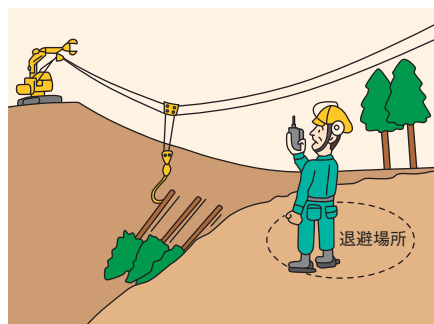


(2) 立入禁止

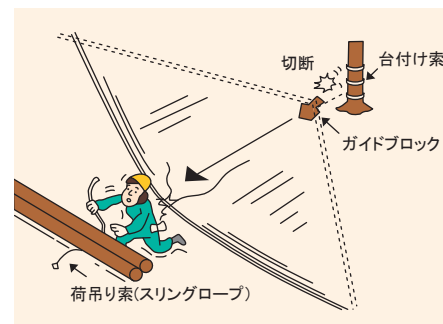
ア 伐木等機械による作業時に伐倒木、原木に接触するおそれがある箇所へ作業者を立ち入らせてはならないこととしました。



イ 簡易林業架線作業を行うときは、運転中の機械や原木に接触するおそれがある場所や、原木等を荷掛けしたり、集材している場所の下方、作業索の内角側に立ち入らせないこととしました。



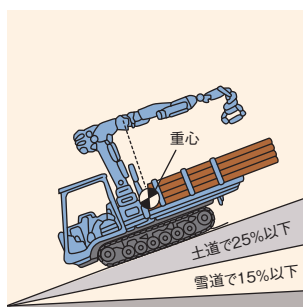
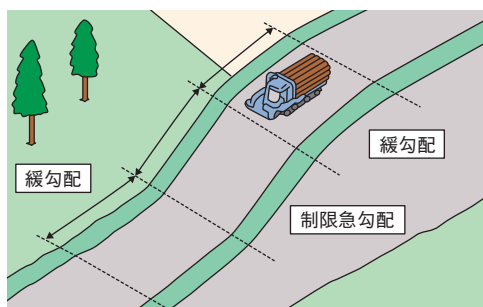
退避と合図



作業索の内角側の危険箇所

(3) 走行路の確保

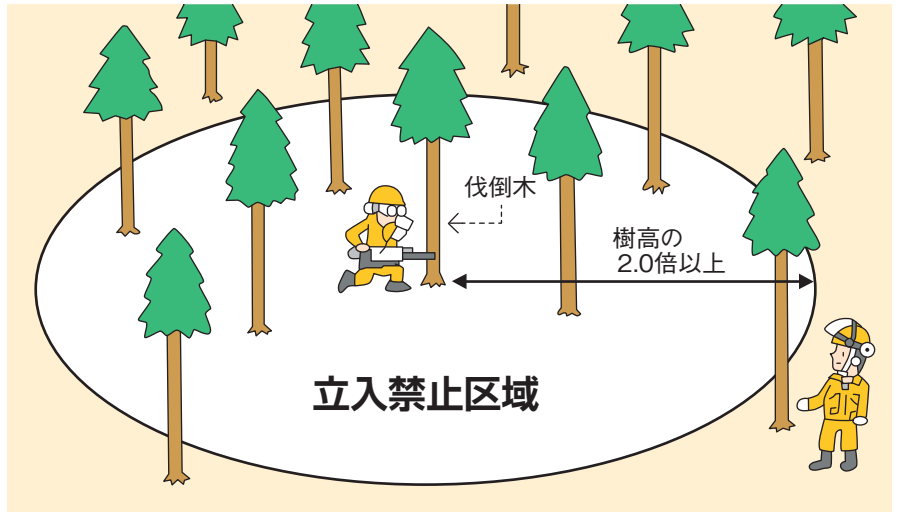
走行路の確保のため作業路の幅員は走行車両の1.2倍以上とし、30m以上の制限勾配は設けないこと。また、制限勾配は縦断勾配で25%（約15度）以内とし、前後には緩和区間を設けることとしました。



2 チェーンソーを用いた伐倒作業での立入禁止区域の拡大（拡大充実化）

チェーンソーによる伐倒作業で、他人伐倒による死亡災害が多発していることから、立入禁止区域について従来伐倒木の樹高の1.5倍としていたものを今回の変更で2倍以上としました。

樹高の1.5倍
↓
樹高の2倍以上



3 リスクアセスメントの普及定着（新設）

新たな作業に入る前に簡易リスクアセスメント記録書に基づき、危険性又は有害性の洗い出しを行うとともに、低減対策に努めなければならないこととしました。



年月日 (天候)	26年 9月 30日 (天候 曇り)	作業現場	清水沢 26林班	【記録者】	
作業内容	間伐作業	メンバー	生産班 (6名)	山川太郎	
作業種	各種上段の「危険要因の洗い出し」については以下による。		可能性	重大性	評点
	～するとき	～したので			
No 1 危険の洗い出し 【演習】 間伐イラスト①	かかり木をグラブで処理するときに	かかり木の元玉をグラブで持ち上げた際にかかり木が倒れて	×	×	5
	どうする低減対策	①立入禁止区域に他の作業者がいないことを確認して作業を行うこと。②作業者全員に対し立入禁止区域内の遵守を徹底する。	○	△	2
No 2 危険の洗い出し 【演習】 間伐	伐倒するとき	伐倒方向が変わり		△	3
	どうする低減対策	①受け口を伐倒方向に確実に設ける。②受け口の合角部分必ず一致するようにする。③かかり木処理はガイドラインに基づき慎重に実施		△	2
No 3 危険の洗い出し 【演習】 間伐	つるがらみの間伐木を伐倒するとき	つるがらみの木に引っかかり木になり、危険な状態になった。	×	×	5
	どうする低減対策	①事前に間伐木や周囲の木をよく観察する。②つるや枯間木、穴頂木等の有無を確認し、あった場合は事前に処理して伐倒すること。	△	○	2
No 4 危険の洗い出し 【演習】 イラスト②	かかり木処理をするとき	元玉切りで処理したとき	×	×	5
	どうする低減対策	①ガイドラインを遵守し、禁止事項である元玉切りは絶対にしないこと。②ブエインクレーパーや牽引員を用い適正に処理する。	△	△	3
No 5 危険の洗い出し					
	どうする低減対策				
No 6 危険の洗い出し					
	どうする低減対策				
抜本的対策	No 4について	抜本的低減対策 上層でリスクレベル2以下に低減しない作業については抜本的対策を検討すること。	○	△	2

4 熱中症予防の強化（WBGT 値の活用）（新設）

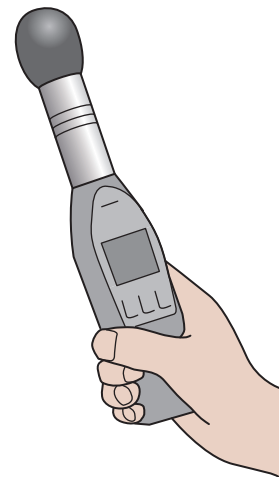
熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT 値）の活用、作業者への熱への順化の状態等の管理に努めなければならないこととしました。

(注) 暑さ指数 (WBGT) とは人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度②日射・輻射など周辺の熱環境③気温の3つを取り入れた指標です。

暑さ指数 (WBGT) =

1 : 7 : 2

温度の効果 : 湿度の効果 : 輻射熱の効果



5 チェーンソー防護衣の着用を義務化（従来は努力義務）

チェーンソー作業防護衣の着用により、多発する切創災害の防止効果が顕著に表れています。今回の変更においてチェーンソーを用いて作業を行う場合、チェーンソー防護衣を着用しなければならないこととしました。



チャブス型



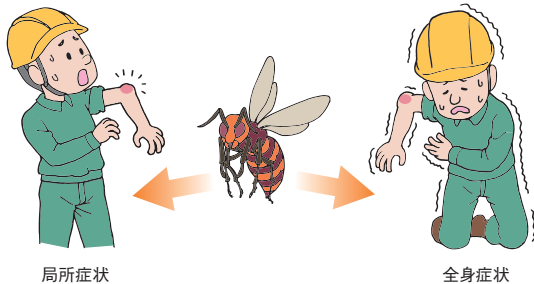
チェーンソー作業用防護衣の実験



スボンタイプ

6 アドレナリンの自己注射器の携帯について義務化（従来は努力義務）

蜂刺されによって引き起こされた激しいアナフラキシーショックのときは、直ちに応急手当が必要です。アドレナリンの自己注射器の携帯は努力義務となっていたましたが、今回の変更により、抗体検査結果陽性の者については、自己注射器の携帯を義務化としました。



局所症状

全身症状



変更後の「林業・木材製造業労働災害防止規程」の構成

第1章 総則 第1節 安全衛生管理体制等 第2節 安全衛生教育 第3節 林業の作業現場緊急連絡体制	第4節 刈払機による下刈り作業 第5節 枝打ち等の高所作業 第6節 薬剤散布作業 第7節 刈払機取扱い作業
第2章 チェーンソー取扱い作業 第1節 チェーンソー伐木、造材作業 第2節 チェーンソー取扱い作業	第5章 木材加工作業 第1節 通則 第2節 木材加工用機械等危険の防止 第3節 研削といしの使用 第4節 積みおろし及び運搬作業
第3章 木材伐出機械等 第1節 車両系木材伐出機械による作業 第2節 簡易架線集材装置による作業 第3節 林業架線作業 第4節 林業用単軌条運搬機の取扱い	第6章 フォークリフト作業等 第1節 通則 第2節 フォークリフトの運転 第3節 丸太の荷役
第4章 造林作業 第1節 通則 第2節 地ごしらえ作業 第3節 植付け作業	第7章 実施を確保するための措置
	附則